

国際医療福祉大学大学院教育研究上の目的を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学大学院学則第3条に基づき、国際医療福祉大学大学院(以下「大学院」という。)各研究科及び各専攻の教育研究上の目的を定める。

(大学院研究科の教育研究上の目的)

第2条 大学院研究科の教育研究上の目的を、以下の各号のとおり定める。

- 一 医療福祉学研究科は、医療福祉学の各分野における高度な研究開発能力を備え、また高度な専門技術の実践を担う人材を育成することを目的とする。
- 二 薬科学研究科は、基礎薬学・生命薬学の分野における高度な研究能力を備えた人材を育成し、併せて医療薬学分野における高度な専門技術の実践又は研究開発を担う人材を育成することを目的とする。
- 三 薬学研究科は、医療薬学・臨床薬学の分野における高度な研究能力を備え、また高度専門技術の実践又は研究開発を担い、幅広く医療関連分野で活躍できる薬剤師を育成する。併せて、基礎薬学・生命薬学の分野における高度な研究能力を備えた薬剤師等を育成することを目的とする。
- 四 医学研究科は、医学の分野における高度な研究能力を備え、また高度専門技術の実践又は研究開発を担い、幅広く医療関連分野で活躍できる人材を育成する。

(大学院各研究科に置く専攻の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める大学院研究科の教育研究上の目的をふまえ、各研究科に置く専攻の教育研究上の目的を以下の各号のとおり定める。

- 一 医療福祉学研究科に置く保健医療学専攻は、看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、放射線・情報科学、臨床検査学及びその他保健医療等を構成する各種の学術に関し、研究開発又は高度専門技術の実践を担う人材を育成することを目的とする。
- 二 医療福祉学研究科に置く医療福祉経営専攻は、医療福祉機関の管理運営及び福祉の提供に関し、研究開発又は高度専門技術の実践を担う人材を育成することを目的とする。
- 三 医療福祉学研究科に置く臨床心理学専攻は、臨床心理学の分野における研究能力を備え、医療、福祉、教育、司法・矯正、労働・産業などの分野に関し、今日的な社会的要請に応えうる心理臨床の実践を担う人材を育成することを目的とする。
- 四 薬科学研究科に置く生命薬科学専攻は、基礎薬学・生命薬学の分野における高度な研究能力を備えた人材を育成し、併せて医療薬学分野における高度な専門技術の実践又は研究開発を担う人材を育成することを目的とする。
- 五 薬学研究科に置く医療・生命薬学専攻は、医療薬学・臨床薬学の分野における高度な研究能力を備え、また高度専門技術の実践又は研究開発を担い、幅広く医療関連分野で活躍できる薬剤師を育成する。併せて、基礎薬学・生命薬学の分野における高度な研究能力を備えた薬剤師等を育成することを目的とする。
- 六 医学研究科に置く医学専攻は、基礎医学研究、臨床医学研究、社会医学研究の各分野において、高度な研究能力を備え、高度専門職業人のプロフェッショナリズムを実践できる国際性を身につけた人材を育成することを目的とする。
- 七 医学研究科に置く公衆衛生学専攻は、国際医療学、医療福祉管理学、疫学・社会医学、予防

医学の公衆衛生学分野において、国際性を身につけた研究開発又は高度専門技術の実践を担う人材を育成することを目的とする。

八 医学研究科に置く公衆衛生学専攻（専門職学位課程）は、国際保健・感染症学、医療福祉政策・管理学、疫学・社会予防医学の公衆衛生学分野において、国内外の諸問題を実践的に解決する能力を備え、国際性を身につけた高度専門職業人を育成することを目的とする。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6（2024）年4月1日から施行する。